

高校生等医療費助成制度（マル青）が始まりました

高校生等に係る医療費を助成します(令和5年4月～)

- ◆ 高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日）にある方の医療費が対象です。高校在学中か否かを問いません。
- ◆ 高校生等を養育する方が申請者（対象者）となります。
- ◆ 高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人が申請者となることができます（子ども子育て支援課が状況を確認します）。

※高校生等が以下の状況にある時は、対象になりません。

- ① 国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 児童福祉施設等に措置により入所している場合

<窓口負担について>

通院	通院 1 回につき最大200円負担。 調剤と訪問看護は、窓口負担はありません。
入院	食事療養標準負担額のみ負担。

(青) 医療証		通院負担 有(200円)
負担者番号	8 9 1 3	
受給者番号		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
住所	〒	
氏名		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
<small>上記の者は、東京都〇〇区(市町村)高校生等医療費の助成に関する条例により医療費の一部を〇〇区(市町村)が助成するものであることを証明する。</small>		
東京都〇〇区(市町村)長 ○ ○ ○ ○		
交付年月日	年 月 日	

- 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともにマル青の医療証を提示してください。
(一部、償還払いとなる医療機関等もあります。)
- 医療証は毎年10月1日に更新となります。
- 差額ベッド代、健康診断、予防注射など医療保険の対象にならないものは助成できません。
- 学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりません（医療証は使えません）。

詳細は市ホームページ(検索番号1029281)をご覧ください。

制度に関するお問合せは下記まで。

国分寺市 子ども家庭部子ども子育て支援課
手当助成係（電話 042-325-0111内線384）